

# 岐阜県公報

第二千五百八十五号  
平成二十六年九月三十日

(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則  
 岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

### 告示

有害興行の指定  
 医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定  
 指定医療機関の所在地の変更の届出  
 指定医療機関の廃止の届出  
 指定訪問看護事業者等の指定  
 指定訪問看護事業者等の名称等の変更の届出  
 道路の区域変更

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
 特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
 准看護師試験の実施  
 県営土地改良事業計画の決定  
 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

(税 務 課) 六〇五

(市 町 村 課) 六〇五

(私学振興・青少年課) 六〇六

(地域福祉国保課) 六〇六

(同) 六〇七

(同) 六〇七

(同) 六〇八

(同) 六〇八

(道路維持課) 六〇九

(環境生活政策課) 六〇九

(同) 六〇九

(医療整備課) 六一〇

(農地整備課) 六一二

(街路公園課) 六一三

## 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八十七条の三第二項中「次号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「申請」を「申請書の提出」に改め、同号の表一の項中「翌年三月」を「当該年度の末日の属する月」に、「ときは納税義務」を「ときは、納税義務」に改め、同表一の項中「翌年三月」を「当該年度の末日の属する月」に改め、同項第二号中「申請」を「申請書の提出」に改め、同号の表中「翌年三月」を「当該年度の末日の属する月」に改め、同条第三項第一号中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第五項中「申請」を「申請書の提出」に改め、同条に次の一項を加える。

10 条例附則第十三条第一項の規定の適用を受ける自動車に係る第二項の規定の適用については、同項中「四万五千元」とあるのは、「四万五千四百円」とする。

### 附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則（平成十五年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「母子及び専婦福祉法」を「母子及び父子並びに専婦福祉法」に改め、「母子福祉資金貸付金」の「子」を「父子福祉資金貸付金」を加える。

附則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

告示 二示

岐阜県告示第五百四十二号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	初恋のつばみ	ここから先はダメよ	オーピー映画
	社内（秘）恋愛	パイプを抜き回さないで	新日本映画
	官能エロ実話	ハムられた人妻	オーピー映画

THEレイン	いきなり！ぶち込み	オーピー映画
女子大生シズ	暴族の罠	オーピー映画
欲望に狂った愛蔵たち		オーピー映画
クイセツ事件	母の絶頂息子の目前で	新東宝映画
緊縛絵師の甘美なる妻		オーピー映画
レッド・ナース（原題）	NURSE 3D	ポニーキャニオン（ポプメカ）

2 指定映画

平成26年9月30日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
さかえ調剤薬局	本巣郡北方町栄町一三三七	平成二六・一・一
やまと調剤薬局	多治見市太平町四五三二二	同
アピス薬局みずほ店	瑞穂市本田五五六一一	同

アピス薬局大垣店	大垣市禾森町五 五〇	同
クスリのアオキ中野薬局	大垣市中野町三 三六	同
つつみ歯科	土岐市土岐口南町一 五五	同
今村医院	揖斐郡池田町池野五〇五 二	同
みずほクリニック	瑞穂市本田五五六 一	同
近藤歯科クリニック	大垣市赤坂新田一 一三三	同
とも歯科クリニック	養老郡養老町宇田字鷹打三九 九	同
にんじん薬局	美濃加茂市西町五 三三七 二	平成二六・二・一
トーカイ薬局 瑞浪一色店	瑞浪市一色町一 五七土屋ビル 一	同
恵那医院	中津川市本町四 四 一〇	同
あいデンタルクリニッ	下呂市森二二三 一	平成二六・二・一九
くこんどう眼科クリニッ	関市平成通二 七 三三	平成二六・三・一
みんなのいびきクリニ	大垣市見取町一 八〇 一	同
こころ調剤薬局とやま	各務原市蘇原外山町二 七 一五	同
みずの薬局	土岐市泉町久尻四七 二	同
白井ハツラックリニッ	関市鑄物師屋六 一 一七	平成二六・三・二五

岐阜県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の

三の規定により告示する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	所 在	地 変 更 年 月 日
立松歯科医院	新 羽島郡笠松町門間二二九 二 旧 羽島郡笠松町門間字沼二二九 二	平成二五・二・三

岐阜県告示第五百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	所 在	地 廃 止 年 月 日
河野ファミリークリニ	高山市初田町一 二八	平成二五・七・三一
佐 生 医 院	中津川市中津川九六四 二七四	平成二五・一・三〇
ひだ薬局 若宮店	飛騨市古川町上気多九八四 二	同
ふかせ調剤薬局	山県市東深瀬六六四 六	同
近藤 齒科 医院	大垣市赤坂新町四 四 一	平成二四・三・三一
スズキ薬局大新町店	高山市大新町五 一	平成二五・一・二二
つつみ 齒科	土岐市土岐口南町四 六五	平成二五・一・二五



医療法人社団 睦  
寺九七一  
新  
ふれあい訪  
問看護ステ  
ーション  
旧  
ふれあい老  
人訪問看護  
ステーション  
新  
羽島郡笠松町  
円城寺九七一  
旧  
羽島郡笠松町  
円城寺九四八  
平成  
一四・三・一

岐阜県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年九月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	恵那川線 東白川線	中津川市蛭川字遠ヶ根一 五番一四地先から 同市同字同 五番一 地先まで	前 後	五・四 一・八 二 二・六 一・七 四	六・三 一・〇 六・三 一・〇	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年九月五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人市民後見センターぎふ

三代 表 者 の 氏 名 村 木 壽

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市曾我屋三丁目二六番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者や障害者（以下「高齢者等」という。）が安心・安全な日常生活やその人らしい人生

が送れるように、市民の力によって成年後見制度や日常生活支援事業等を推進しながら地域市民による高齢者等を支え合うネットワークを構築し、地域で暮らす高齢者等の権利擁護及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年八月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜いのちの電話協会

三代 表 者 の 氏 名 杉 田 憲 夫

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大福町八丁目三三番地

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜いのちの電話協会のボランティア相

談員が、心の危機に直面し、助けと励ましを求めている人々に電話による対話の場を提供し、その人が自らの危機を克服し健全な社会人として生活できるよう援助する

事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年九月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人介護まめ家

三代 表 者 の 氏 名 伊永 紳一郎

四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町神楽四九番地

五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及びハンディキャップを持つ方に

対して地域生活の支援に関する事業を行い、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。また、これらの活動に団体、個人などが参加することにより安全で活力のある町づくりに寄与することを目的とする。

准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十六年年度岐阜県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験日時

平成二十七年二月十二日（木）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

羽島市江吉良町三〇四七 一 岐阜県立看護大学  
三 試験科目  
人体の仕組みと働き  
食生活と栄養  
薬物と看護  
疾病の成り立ち  
感染と予防  
看護と倫理  
患者の心理  
保健医療福祉の仕組み  
看護と法律  
基礎看護  
成人看護  
老年看護  
母子看護  
精神看護  
受験資格

四

次のいずれかに該当する者

1 県内の文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者又は修業する見込みの者（平成二十七年三月までに修業する見込みの者に限る。）

2 県内の文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い知事の指定した准看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）を卒業した者又は卒業する見込みの者（平成二十七年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

3 県内の文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十七年三月までに修業する見込みの者を含む。）

4 県内の厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十七年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

5 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3又は4に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたものであって、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの

6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、5に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が相当と認められたもの  
この場合において、岐阜県准看護師試験受験資格認定の手續及び審査方法については、別に定めるところによる。

7 県外の1から4までに該当する学校等を卒業し、若しくは修業した者又は卒業若しくは修業見込みの者で、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの

#### 五 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

- 1 受験願書（県所定のもの）
- 2 受験資格証明書

(一) 四の1から4までに該当する者が提出する書類

学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十七年三月三日（火）午後五時まで（必着）に修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出すること。

また、平成二十七年三月三日（火）以降に修業又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業又は卒業できると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、平成二十七年三月三日（火）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(二) 四の5に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面、看護師国家試験受験資格の認定書及び准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

(三) 四の6に該当する者が提出する書類

知事が交付した准看護師試験の受験資格の認定書を提出すること。

(四) 四の7に該当する者が提出する書類

(1) 学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十七年三月三日（火）午後五時まで（必着）に卒業等証明書を提出すること。  
また、平成二十七年三月三日（火）以降に修業又は卒業する見込みの者につ

いては、右記提出期限までに修業又は卒業できると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。  
なお、平成二十七年三月三日（火）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(2) 准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

3 受験写真台紙（県所定のもの）

受験写真台紙は、出願前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル。裏面に学校又は養成所名、氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付け、撮影年月日、学校又は養成所名及び氏名を記載すること。

なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法によりその写真が受験者本人であることの確認を受けること。

ア 修業（修業見込み）若しくは卒業（卒業見込み）の学校又は養成所等において、受験写真台紙の証明欄に証明を受けるとともに、写真に学校又は養成所等の割印を受けること。

イ 学校又は養成所等で証明が受けられない場合は、受験者本人が岐阜県健康福祉部医療整備課において、写真の貼つてある身分証明書等（運転免許証、パスポート又は写真付き住民基本台帳カードのいずれか）を受験願書提出時に提示し、受験者本人であることの確認を受けること。

4 准看護師試験入力通知書（県所定のもの）

5 受験票交付用封筒

角形二号（A4サイズ）のもので、表面に郵便番号、宛先及び書留の表示を記載し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封すること。

#### 六 受験手数料

受験手数料は六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

七 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、平成二十六年十二月一日（月）から平成二十六年十二月八日（月）までの間に岐阜県健康福祉部医療整備課へ提出すること。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、右記期間中毎日午前九時か

ら午後五時までとする。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、平成二十六年十二月八日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける(宛先 〒五〇〇 八五七〇(県庁専用郵便番号のため住所不要) 岐阜県健康福祉部医療整備課)。

八 受験票の交付

受験票は、平成二十七年一月二十一日(水)から平成二十七年一月二十三日(金)までの間に郵送により交付する。

九 合格発表

試験の合格者は、平成二十七年三月十日(火)午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

ホームページアドレス

http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/kenko-ryo/ryo/shiken-annai/shiken-annai.data/goukakusya26.pdf

ただし、平成二十七年三月十日(火)午前十時までに卒業等証明書の提出がなされていない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。

なお、電話による可否の問合せは、一切受け付けない。

十 試験結果の提供

平成二十六年年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

平成二十六年年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一 内線二二一九)及び県の各保健所(保健所に置かれる事務所を含む。)の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認

できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療整備課(電話 〇五八 二七二 一一一 内線二五三八)に問い合わせること。

十二 その他

1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、在留カード、特別永住者証明書又は住民票(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十六号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書外国人登録原票)に記載されている文字を使用すること。

2 准看護師試験入力通知書の記入に当たっては、試験事務コンピューター処理の適正を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
可児地区	可児市役所	平成二六・一〇・三〇から同二六・一〇・二九まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

栗原地区	垂井町役場	縦覧期間 平成二六・一〇九・三〇から 同二六・二〇九・二九まで
施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間

市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定により読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十六年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称  
大垣駅南街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十四年十月十二日から  
平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地  
大垣市宮町一丁目一番
- 五 設立認可の年月日  
平成二十四年十月十二日
- 六 変更の内容  
事務所の所在地、設計の概要、事業施行期間、資金計画及び添付図書（定款及び事業計画書において表示するとおり）
- 七 変更認可の年月日  
平成二十六年九月三十日

平成二十六年九月三十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社